

令和3年8月25日

公益社団法人 全国消費者生活相談員協会

理事長 増田 悦子 様

FAX : 03-5614-0743

株式会社A. v e r

代理人弁護士

回 答 書

貴会からの令和3年3月18日付再申入書（以下「再申入書」といいます。）に対し、以下のとおり、御回答いたします。なお、本回答は再申入書以降にお送りいただきました全ての書面を踏まえたものとなっております。

1 「入会日」の整理について（再申入書第1. 2. ア関連）

（1）貴会からのご指摘に基づき、下記のとおり規約1項③の条文を整備し、入会日が役務提供の始期となることを明示しました。

記

③役務提供の期間

（1）月謝払い：入会日から退会手続きに定める退会日、もしくは当塾より契約終了の告知があるまで

（2）まとめ払い：入会日より

年2月末日まで

(2) 入会日を役務提供開始の始期とした趣旨としましては、当方から提出いたしました2021年7月8日付書面1項においてご説明したところではございますが、この点に加えて入会日までに学習塾指導業務の基礎となる学習カリキュラム（以下「カリキュラム」といいます。）が作成される点が挙げられます。

カリキュラムは、塾生一人一人の能力や学習状況を勘案し個別に作成されるものですが、カリキュラム作成にあたっては、特訓において達成すべき目標と目標達成までの具体的なプロセスのアウトラインを検討・設定する必要があり、高い専門性が求められるため、カリキュラム作成業務は各校舎の校長又は経験の長い講師がその担当することとなっております。

(3) したがって、カリキュラム作成は学習塾指導業務において根幹となる業務の一つであり、そのような業務が入会日までに提供されることも役務提供の開始日とした大きな理由の一つです。

なお、貴会からは「入会日」と「契約成立の時期」との関係が不明である旨もご指摘いただいておりますが、「契約成立の時期」は一般的な法解釈と異なるものではなく、当事者の合意の時期、すなわち申込書提出の日でと整理しておりますので、「入会日」と「契約成立の時期」とは截然と区別しております。

2 中途解約の場合における控除項目について（再申入書第1. 2. イ関連）

(1) 貴会からのご指摘に基づき、旧規約3項②(c)に記載されていた「Y 維持費の内、経過月（1カ月に満たない期間は1カ月分に切り上げ）分に該当する費用」との文言を削除し、下記のとおり規約3項②(c)を整備しました。

記

(c) 入会日以降（当日欠席の場合も含む）、退会の届出をされた場合、納入金から受講済分の金額（月単位でお取り扱いいたします）、および使用済分（次のX+Y）を除いた金額から契約解除によって通常生ずる損害の額（特定商取引法49条第2項）として2万円または月謝1ヶ月分のいずれか低

い額を中途解約料として差し引いた金額に残金があるときは、これを返還
します

X 入会金全額（カリキュラム作成を含む入会手続き・生徒情報入力・
管理費等にかかる初期費用であるため、返還いたしません）

Y 模試代の内、既に提供済の分に相当する費用

(2) 依然として上記Xにおいて入会金全額を納入金から控除することとしており
ますが、これは以下の理由に基づきます。

塾生は、入会日以降、具体的な学習相談及びそれに伴う学習指導を受けるこ
とができ、また、自習室を利用することができるようになりますが、A. v e r
としては塾生の求めがあり次第、直ちに役務を提供することができるよう態
勢を整えて役務提供、すなわち弁済の提供（民法第493条参照）を行うこと
となります。

また、既述のとおり、A. v e r は入会日までに高度な専門性を要するカリ
キュラム作成業務の履行の提供を完了することとなります。

このような入会日までにA. v e r によって提供される役務の内容を踏まえ
ますと、当該役務の対価は、初期費用清算の目安となる「契約の締結及び履行
のために通常要する費用」を超え、少なくとも入会金相当額は超える価格にな
ります。

(3) したがって、入会金全額の控除は、提供された役務の対価として合理的
な費用を控除するもので、特商法49条2項に違反するものではございません。

3 関連商品の規定の整備について（再申入書第1. 2. エ関連）

(1) 貴会からのご指摘に基づき、規約3項③として下記の規定を整備しました。

記

③関連商品販売契約の解除

本契約を解除する場合、当塾より直接販売した関連商品のうち引き渡し

いたしました商品につきましては、以下の費用を請求いたします。

(ア) 当該商品が返還いただいた場合…使用料として当該商品の販売価格の80%に相当する額

(イ) 当該商品が返還いただかない場合…当該商品の販売価格に相当する額

(2) 引渡し後、関連商品が返還された場合の精算金額については、関連商品たる学習書の性質からすると、たとえ返還されたとしても他に転用することができず、A. v e rとしては中古本として売却することしかできないため、中古本としての買取価格相当額と考えられる本体価格の2割を返金金額と決めました。

4 ポイントサイズについて（再申入書第2関連）

貴会からのご指摘を踏まえ、見やすさを確保しつつ、印刷の関係とバランスをとり、基本的に8ポイントで統一することしました。なお、後日参考資料としてお送りする規約は上記ポイントサイズにはなっておりませんが、印刷業者とも協議し、印刷の際に大きさを調整することとなっております。

5 今後の予定について

当方は貴会から令和3年8月末日までに特商法違反の状態を是正するよう求められておりますが、規約の印刷には印刷業者への発注から1ヵ月程度かかり、かつ、今回の改訂に伴って印刷される申込書一式の冊数が相当大部となる一方で、印刷物という性質上一度印刷するとその内容の修正に費用と時間を要することからすると、具体的な印刷業者への発注は、貴会と規約内容の擦り合わせが完了し、内容が確定したところで行いたいと考えております。

そうすると、現実的には令和3年8月末日までの違反状態の解消は困難ではございますが、当方といたしましても貴会からご指導いただきながら一刻も早い違

反状態の解消を目指しておりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、上記修正が反映された規約については、FAXだと印刷不鮮明となることが予想されますので、別途郵便にてお送りいたします。

以 上